

## 函館市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項および第11条第1項第2号の規定に基づくやむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うため、函館市老人福祉法施行細則（平成8年函館市規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者等)

第2条 措置の対象者（以下「対象者」という。）は、函館市に住所を有する65歳以上の者（65歳未満の者で福祉事務所長（以下「所長」という。）が特に認めるものを含む。）であって、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス（第1号訪問事業および第1号通所事業を含む。以下「介護サービス」という。）を利用することが著しく困難なものとする。

2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本人が認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
- (2) 本人が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合
- (3) 本人の養護者がその心身の状態に照らし、養護の負担の軽減を図るための支援が必要であると認められる場合
- (4) その他所長がやむを得ない事由と認める場合

### (措置の内容)

第3条 所長は、対象者に対し、必要に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の2に規定する日常生活上の世話に係る部分に限る。），夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業を提供すること
- (2) 介護保険法に規定する通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護または第1号通所事業を提供すること
- (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護を提供すること
- (4) 介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護を提供すること
- (5) 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を提供すること
- (6) 特別養護老人ホームに入所させること  
（措置の決定等）

第4条 所長は，対象者であると見込まれる者を発見し，または関係機関等から通報を受けたときは，直ちに当該者の実態を調査するものとする。

2 所長は，前項の実態調査の結果，当該者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合または介護サービス等の利用者負担の軽減が見込まれる場合は，必要に応じてこれらの申請をさせるものとする。ただし，急を要する場合は，次項の規定による措置の決定後または措置の開始後に申請させるものとする。

3 所長は，第1項の実態調査および前項の要介護認定の結果を基に，次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行うものとする。

- (1) 当該者の意思および尊厳

(2) 当該者ならびにその家族等の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境

(3) その他当該者およびその家族等の福祉を図るために必要な事情

4 所長は、前項の措置の決定を行ったときは、措置決定通知書（第1号様式）により措置を行うこととした当該者（以下「被措置者」という。）に通知し、すみやかに措置を開始するものとする。

5 所長は、措置を決定した後、随時、被措置者およびその出身世帯を訪問し、必要な調査および指導その他必要な援助を行うものとする。

（事業の委託）

第5条 所長は、被措置者に対する措置を行うに当たっては、法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者または特別養護老人ホームの設置者（以下「事業者」と総称する。）に第3条各号に掲げるサービスの提供を委託するものとする。

2 所長は、前項の規定によるサービスの提供の委託に当たっては、あらかじめ、事業者（施設長）に依頼し、その承諾を得た後、措置委託通知書（第2号様式）により当該事業者（施設長）に通知するものとする。

（費用の支弁）

第6条 市長は、措置に係る費用を支弁する。ただし、被措置者が次の各号に該当する場合、それぞれ当該各号に定める額を措置に係る費用から除くものとする。

(1) 介護保険法の規定により、当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付等を受けることができる者当該保険給付等の相当額

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による介護扶助を受けることができる者当該介護扶助の相当額

(3) 介護保険法その他関係通知等の規定により、利用者負担の軽減適用を受けることができる者当該軽減分の相当額

(費用の請求)

第7条 第5条の規定によるサービスの提供の委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)は、措置に係る費用について、措置費請求書(第3号様式)により市長に請求するものとする。

(費用の徴収等)

第8条 所長が被措置者またはその扶養義務者から徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額は、第6条の規定により算定した費用の支弁額とする。ただし、被措置者が同条第1号の適用を受けることができる者でない場合の徴収金の額は、当該適用を受けることができる者であるとした場合の本人負担額(所得等に応じた負担割合等を適用したもの)に相当する額とする。

2 前項の徴収金の算定において、第3条第3号の措置を行った場合の介護保険の法定給付を超えた日数分の徴収金の額については、函館市ショートステイ事業実施要綱(平成12年4月1日施行)の利用料等(利用料および送迎費に限る。)の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、徴収金を徴収することにより被措置者が生活保護法に基づく保護を必要とする状態になるときはこれを徴収しないものとするほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収金を減免することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 災害その他特別な事情によって生計が著しく悪化しているとき

(3) その他徴収金を負担することが困難であると市長が認めるとき

4 前項の規定による徴収金の減免を受けようとする者は、徴収金減免申請書(第4号様式)により市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、徴収金減免承認(却下)決定通知書(第5号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

6 第3項の生活保護法に基づく保護を必要とする状態の判断に当た

っては、生活保護制度における保護開始時の要否に用いる最低生活費（別表の費目による。）と収入充当額との対比を参考に判断するものとする。

（措置の変更）

第9条 所長は、被措置者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

2 所長は、措置を変更したときは、被措置者に対しては措置決定通知書（第1号様式）により、受託者に対しては措置委託通知書（第2号様式）により、それぞれ通知するものとする。

（措置の解除）

第10条 所長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点において、措置を解除するものとする。

(1) 成年後見制度等に基づき、被措置者を代理する後見人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合

(2) 特別養護老人ホームに入所すること等により、養護者による高齢者虐待の状態から離脱し、介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合

(3) その他所長がやむを得ない事由の解消により、介護サービスの利用が可能になったと認めた場合

2 所長は、措置を解除したときは、当該被措置者に対しては措置決定通知書（第1号様式）により、受託者に対しては措置委託通知書（第2号様式）により、それぞれ通知するものとする。

（成年後見制度の活用）

第11条 所長は、被措置者が介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判の請求等を行い、当該被措置者が民法に規

定する成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

最低生活費に計上する費目 (第8条関係)

(1) 一般生活費	①居宅一基準生活費 (第1類・第2類) ※期末一時扶助費を除く
	②救護施設入所者一基準生活費 ※期末一時扶助費を除く
	③入院患者日用品費
	④介護施設入所者基本生活費
	⑤加算 (妊産婦, 障害者, 介護施設入所者, 在宅患者, 放射線障害者, 児童養育, 介護保険料, 母子)
	⑥一時扶助 (必要と認められる場合の紙おむつまたは貸おむつ (洗濯代) に限る。)
(2) 教育費	基準額, 教材代, 学校給食費, 通学交通費, 学級費等
(3) 住宅費	家賃, 間代, 地代等
(4) 医療費	診療費, 薬剤・治療材料費, 施術費, 移送費
(5) 介護費	居宅介護費, 福祉用具費, 施設介護費, 移送費

備考

- 1 この表の費目のほか, 出産, 葬祭がある場合は, それらの経費を加えるものとする。
- 2 各費目の額は, 当該年度当初の函館市の生活保護基準によるものとする。

第1号様式（第4条，第9条，第10条関係）

措置決定通知書  
（開始・変更・解除）

公文記号

年 月 日

様

函館市福祉事務所長 印

老人福祉法第 条第 項第 号および函館市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施に関する要綱第 条第 項の規定に基づき，次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける人	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所	
	要介護度	（被保険者番号 ）
措置区分	開始 ・ 変更 ・ 解除	
措置年月日	年 月 日から実施	
決定内容 （変更，解除を含む。）		
決定理由		
措置を受ける人の自己負担	有り（自己負担額 円）・無し	
その他		

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第2号様式（第5条，第9条，第10条関係）

措置委託通知書  
（開始・変更・解除）

公文記号

年 月 日

（事業者名・施設名）  
（代表者名・施設長名） 様

函館市福祉事務所長 印

老人福祉法第 条第 項第 号および函館市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施に関する要綱第 条第 項の規定に基づき，次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける人	氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	住 所	
	要介護度	（被保険者番号 ）
措置区分	開始 ・ 変更 ・ 解除	
措置年月日	年 月 日から実施	
決定内容 （変更，解除を含む。）		
決定理由		
措置を受ける人の自己負担	有り（自己負担額 円）・無し	
そ の 他		

第3号様式（第7条関係）

措置費請求書

年 月 日

函館市長

住所  
請求者 法人名  
代表者

函館市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

被措置者	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所	
	要介護度	（被保険者番号 ）
請求対象期間		年 月 日から 年 月 日
請求金額		円
提供したサービスの内訳と積算		
振込先等	振込先	
	預金種別	
	口座名義	
	口座番号	

第4号様式（第8条関係）

徴収金減免申請書

年 月 日

函館市福祉事務所長

住所  
申請者  
氏名

次のとおり徴収金の減免を受けたいので申請します。

措置を受けている者の氏名	
決定を受けた徴収金の額	月額 円
減免を受けようとする金額	月額 円
減免を受けようとする期間	年 月 日～ 年 月 日
減免を受けようとする理由	

第5号様式（第8条関係）

徴収金減免承認（却下）決定通知書

公文記号

年 月 日

様

函館市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった徴収金の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

- |               |        |        |
|---------------|--------|--------|
| (1) 減免前の徴収金の額 | 月額     | 円      |
| (2) 減免する金額    | 月額     | 円      |
| (3) 減免後の徴収金の額 | 月額     | 円      |
| (4) 減免する期間    | 年 月分から | 年 月分まで |

2 却下

理由

（却下の場合に記載）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。